

改定前（令和6年11月）	改定後（令和7年4月）	改定内容
<p style="text-align: center;"><b>情報共有システム試行要領</b></p> <p><b>1. 趣旨</b> この試行要領は、ASP方式の情報共有システムを活用することで、受注者の建設現場等での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減することを目的として、情報共有システムの試行に必要な事項を定めたものである。記載のないものについては、国土交通省が定める最新版の「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。</p> <p><b>2. 用語の定義</b></p> <p>(1) 情報共有システム 監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>(2) ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式 情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。</p> <p><b>3. 試行対象</b> 三重県県土整備部、農林水産部、企業庁が発注する工事、設計業務等に適用する。ただし、電子納品を行わない工事や利用工期が短いなどシステム使用頻度が少ない等の止むを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる。その場合、県が定める最新版の「電子メールを活用した情報共有における実施要領」の実施可否を協議すること。なお、営繕工事については別で定める要領によるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年 4月 1日以降の起案にかかるものから適用する。 この要領は、令和6年 4月 1日以降の起案にかかるものから適用する。 この要領は、令和6年 11月 1日以降の起案にかかるものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>情報共有システム<b>実施</b>要領</b></p> <p><b>1. 趣旨</b> この<b>実施</b>要領は、ASP方式の情報共有システムを活用することで、受注者の建設現場等での生産性向上や、発注者の書類管理の負担等を軽減することを目的として、情報共有システムの<b>実施</b>に必要な事項を定めたものである。記載のないものについては、国土交通省が定める最新版の「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」を準用するものとする。</p> <p><b>2. 用語の定義</b></p> <p>(1) 情報共有システム 監督員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>(2) ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）方式 情報共有システム提供者が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。</p> <p><b>3. <b>実施</b>対象</b> 三重県県土整備部、農林水産部、企業庁が発注する工事、設計業務等に適用する。ただし、電子納品を行わない工事や利用工期が短いなどシステム使用頻度が少ない等の止むを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる。その場合、県が定める最新版の「電子メールを活用した情報共有における実施要領」の実施可否を協議すること。なお、営繕工事については別で定める要領によるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、令和5年 4月 1日以降の起案にかかるものから適用する。 この要領は、令和6年 4月 1日以降の起案にかかるものから適用する。 この要領は、令和6年 11月 1日以降の起案にかかるものから適用する。 <b>この要領は、令和7年 4月 1日以降の起案にかかるものから適用する。</b></p>	<p>試行～を 実施～に修正</p> <p>附則追記</p>

改定前（令和6年11月）	改定後（令和7年4月）	改定内容
<p style="text-align: center;"><b>情報共有システム試行要領のQ &amp; A</b></p> <p><b>1-3. なぜ三重県でシステムの開発や、ASPの指定をしないのか。</b></p> <p>国土交通省においては、一定の要件を満たすシステムであれば使用可能とする運用をしており、使用するベンダーを指定していないため、県においても国と同様の運用で試行を進めます。</p> <p><b>1-4. 「情報共有システム試行要領」の、3. 試行対象には、「ただし、電子納品を行わない工事や利用工期が短いなどシステム使用頻度が少ない等の止むを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる」と記載があるが、どのような事情がある場合なのか。</b></p> <p>ASPの導入は、工事書類の提出・受理にかかる物理的移動の削減や、意思決定過程の見える化による書類処理の確実性・迅速性の向上など、受注者・発注者双方においてメリットがあるため、全ての工事における導入を進めて行くところです。</p> <p>このことから、発注者は、先に述べた、ASP導入の主旨を理解のうえ、導入拡大を図っていくことに努めていくべきと考えます。</p> <p>しかしながら、受注者においては様々な事情により導入が難しい者もいることから、契約後の事前協議において、「導入しない」旨の意思表示がなされた場合は、「やむを得ない事情がある場合」に該当することとします。</p> <p>改定履歴</p> <p>令和5年10月19日：4-1.費用は別途計上するのか。：回答内容を追記。  令和6年 3月22日：6-3の追記及び別紙4を追加。  令和6年 5月 9日：1-4を追加。（やむを得ない事情がある場合）  令和6年11月 1日：4-1.費用は別途計上するのか。：回答内容を修正。</p>	<p style="text-align: center;"><b>情報共有システム<b>実施</b>要領のQ &amp; A</b></p> <p><b>1-3. なぜ三重県でシステムの開発や、ASPの指定をしないのか。</b></p> <p>国土交通省においては、一定の要件を満たすシステムであれば使用可能とする運用をしており、使用するベンダーを指定していないため、県においても国と同様の運用で<b>実施</b>を進めます。</p> <p><b>1-4. 「情報共有システム<b>実施</b>要領」の、3. <b>実施</b>対象には、「ただし、電子納品を行わない工事や利用工期が短いなどシステム使用頻度が少ない等の止むを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し、対象外とすることができる」と記載があるが、どのような事情がある場合なのか。</b></p> <p>ASPの導入は、工事書類の提出・受理にかかる物理的移動の削減や、意思決定過程の見える化による書類処理の確実性・迅速性の向上など、受注者・発注者双方においてメリットがあるため、全ての工事における導入を進めて行くところです。</p> <p>このことから、発注者は、先に述べた、ASP導入の主旨を理解のうえ、導入拡大を図っていくことに努めていくべきと考えます。</p> <p>しかしながら、受注者においては様々な事情により導入が難しい者もいることから、契約後の事前協議において、「導入しない」旨の意思表示がなされた場合は、「やむを得ない事情がある場合」に該当することとします。</p> <p>改定履歴</p> <p>令和5年10月19日：4-1.費用は別途計上するのか。：回答内容を追記。  令和6年 3月22日：6-3の追記及び別紙4を追加。  令和6年 5月 9日：1-4を追加。（やむを得ない事情がある場合）  令和6年11月 1日：4-1.費用は別途計上するのか。：回答内容を修正。  令和7年 4月 1日：本格実施に伴い、文書内の<b>試行～を<b>実施</b>～に修正</b>。</p>	<p><b>試行～を 実施～に修正</b></p> <p style="text-align: right;"><b>改定履歴追記</b></p>

改定前（令和6年11月）	改定後（令和7年4月）	改訂内容
<p style="text-align: center;"><b>情報共有システムの試行に関する特記仕様書</b></p> <p>情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書」1-1-1-2用語の定義</p> <p>25. 情報共有システムのほかに以下のとおりとする。</p> <p>1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの試行対象案件である。なお、試行にあたっては最新版の「情報共有システム試行要領」及び国土交通省が定める最新版の「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p style="text-align: right;">三重県 令和6年11月</p>	<p style="text-align: center;"><b>情報共有システムの<b>実施</b>に関する特記仕様書</b></p> <p>情報共有システムとは、最新版の「三重県公共工事共通仕様書」1-1-1-2用語の定義</p> <p>25. 情報共有システムのほかに以下のとおりとする。</p> <p>1. 本案件は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより作業の効率化を図る情報共有システムの<b>実施</b>対象案件である。なお、<b>実施</b>にあたっては最新版の「情報共有システム<b>実施</b>要領」及び国土交通省が定める最新版の「土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p style="text-align: right;">三重県 令和7年4月</p>	<p>試行～を 実施～に修正</p> <p>適用日を修正</p>